

湯沢市循環型農業推進センター不用物品の 売払いに係る条件付き一般競争入札実施要領

(令和7年9月29日入札)

一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い合って、湯沢市があらかじめ定めた金額（最低落札価格）以上で、最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
この入札に参加するためには事前に申し込みが必要です。
入札においては、本実施要領を熟読のうえ参加してください。
また、入札参加者は、入札に関する条件等を十分理解し、入札に参加してください。

湯沢市役所産業振興部農林課農政班

電話 0183-73-2133(ダイヤルイン)
FAX 0183-79-5057

市ホームページアドレス <http://www.city-yuzawa.jp/>

※要領等の内容の不明確を理由として異議申し立てを行うことはできません。
※入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用することとします。
※この要領に定めのない事項については、湯沢市財務規則によるものとします。

入札の手順

入札手順の概略図

■参加申込み

申込期間：令和7年9月1日（月）～同月18日（木）
※開庁日の午前8時30分～午後5時15分
受付窓口：市農林課農政班（市役所本庁舎2階）



■入札実施

日 時：令和7年9月29日（月）午後4時00分
場 所：市役所本庁舎2階 会議室21



■開札および落札者決定

入札締切後、入札者の前で開札し、落札者を決定。



■契約締結

落札決定日から起算して7日以内に、物品売払契約を締結していただきます。
このときに、売払代金の納付書を交付します。



■売払代金の納入

契約締結後、売払代金を即納してください。
物品引渡は、売払代金の納入を市が確認した後となります。

1. 入札物品

- (1)物品名 2トン脱着装置付コンテナ専用車用コンテナ 計4個
- (2)仕様 別紙仕様書のとおり
- (3)最低落札価格 42,000円

2. 入札の方法

- (1)条件付き一般競争入札により、市があらかじめ決めた価格以上で、有効かつ最高金額を入札した方(落札者)を売払相手方に決定する。
- (2)落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。
- (3)入札に参加しようとする者が1人の場合においても、入札は執行されるものとする。

3. 入札の参加資格

湯沢市内に住民登録のある方または湯沢市内に営業所を有する法人。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加できない。

- ①市税に滞納がある者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者

4. 入札物品公開 ※事前予約が必要

- (1)物品公開期間:令和7年9月4日(木)から同月11日(木)
午後1時から午後4時
- (2)物品公開場所:湯沢市循環型農業推進センター敷地内
- (3)予約受付場所:市農林課農政班 ※電話:73-2133(ダイヤルイン)
- (4)予約受付時間:令和7年9月1日(月)から同月8日(月)
午前8時30分から午後5時15分(※土、日を除く)

5. 質問受付の日時及び場所

- (1)質問受付期間:令和7年9月1日(月)から同月18日(木)
午前8時30分から午後5時15分(※土、日を除く)
- (2)質問受付場所:市農林課農政班
- (3)質問照会方法:書面(FAX可)にて受付
- (4)質問回答方法:入札申込者に「入札参加書類確認通知」とともに郵送する。

6. 入札申込

- (1)提出期間:令和7年9月1日(月)から同月18日(木)
午前8時30分から午後5時15分(※土、日を除く)
- (2)提出先:市農林課農政班へ直接提出すること。(郵送・FAX等不可)
- (3)提出書類(個人・法人共通)
 - ①入札参加申込書
 - ②市税完納証明書または非課税の場合はその証明書(参加申込日の直近1ヶ月以内に発行のもの)
 - ③法人にあつては法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書(参加申込日の直近1ヶ月以内に発行のもの。)
 - ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書(役員等調書含む)
 - ⑤同意書(未成年者の場合のみ)
 - ⑥入札保証金還付口座振替請求書※なお、「物品等入札参加資格者名簿」および「湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されている者は①の提出のみで足りる。

7. 入札参加者

- (1)「6. 入札申込(3)」による入札参加申込書等を確認し、参加資格を有する人に令和7年9月26日(金)までに「入札参加書類確認通知」を郵送(または手渡し)する。

8. 入札執行の日時及び場所

- (1)入札日時:令和7年9月29日(月)午後4時00分
- (2)入札場所:市役所本庁舎2階 会議室21
- (3)入札時刻に遅れた場合は、辞退とする。

9. 入札に必要な書類等 ※ただし、(2)(3)は該当者のみ

- (1)入札書
- (2)委任状(入札行為の権限を代理人に委任する場合。)
- (3)入札保証金の領収書(納付窓口から市会計口座への入金まで、店舗によっては4日から数週間程度の日数を要するため、入札日には領収書を忘れずに持参すること。)

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- (1)入札に参加する資格のない者のした入札
- (2)入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3)同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4)同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5)談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6)入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は金額を訂正した入札
- (7)委任状を持参しない代理人のした入札
- (8)記名押印を欠く入札
- (9)条件付き一般競争入札において、開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (10)前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11. 入札保証金及び契約保証金について

- (1)入札に参加する場合、湯沢市財務規則第104条の規定により、入札金額の100分の5以上に相当する入札保証金を入札前に納入すること。入札後、同規則第105条の規定により納入した入札保証金を還付する。ただし、湯沢市財務規則第104条第1項各号に該当する者(「物品等入札参加登録者名簿」および「湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿登載者など)は免除とする。
- (2)契約保証金については、湯沢市財務規則第123条第1項第5号の規定により免除する。

12. 契約締結及び売却金額の納入

- (1)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を売買代金とする。
- (2)買受人は入札後、7日以内に契約を締結すること。
- (3)売買代金の納入は、市が発行する納入通知書により、契約後、全額即日納入すること。

13. 物品の引き渡しの期限及び場所

- (1)物品の引き渡しは売買代金の納入を市が確認した後とする。
- (2)引き渡し場所は、市が指定する場所とし、輸送に係る手続および費用については買受人が全て負担すること。

14. 物品の引き渡し条件

- (1)入札物品の買受人への引渡し方法は売買代金納付時の現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないので、使用にあたっては、事前に必要な整備を行い、十分に安全を確認すること。
- (2)物品の文字を確実に消し、写真(画像)を市農林課農政班に提出すること。

15. 関係書類

下記の書類を市農林課農政班に備え付けている。

- (1)仕様書
- (2)参考資料(物品写真)
- (3)入札参加申込書
- (4)暴力団排除に関する誓約書兼同意書(役員等調書含む)
- (5)同意書
- (6)入札保証金還付口座振替請求書
- (7)入札書
- (8)委任状

16. 注意事項

- (1)入札参加申込書に使用する印鑑と、入札書に使用する印鑑は同じものを使用すること。
なお、入札当日に委任状を提出する人は、委任状の使用印鑑欄に押印した印鑑と同じものを入札書に使用すること。(インク浸透印や、変形しやすいゴム印などは不可)
- (2)法人の場合は、社印と代表者印を押印すること。
- (3)入札金額は、算用数字で、消すことのできない筆記具で記入すること。
- (4)入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。
- (5)入札金額は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- (6)入札回数は1回とする。
- (7)入札中は、常に私語を慎み、厳粛にすること。
- (8)入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (9)入札に参加した者は、当該売払物品の内容を十分に確認したものとする。

入札保証金について【重要】

～入札に参加するにあたり入札保証金が必要となります～

- 入札保証金とは、参加される方に納めていただくもので、契約をより一層確実なものとするために、一時的にお預かりする金額です。(入札者が落札者となった場合に、その契約を締結すべき義務の執行を担保させるために提供させるもので、万一その人が契約を締結しない場合に、地方公共団体の損害の補てんを容易にするためのものです。)
- 入札に参加する場合、湯沢市財務規則第104条の規定により、入札金額の100分の5以上に相当する入札保証金を入札前に納入することになっております。ただし、「物品等入札参加資格者名簿及び湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿」に登録されている者は免除とします。
入札の最低落札価格が10,000円(税抜)の場合、最低でも500円の入札保証金の納入が必要となります。仮に入札金額を100,000円にしたいときは事前に5,000円の入札保証金を納入することになります。
- 納付窓口から市会計口座への入金まで、店舗によっては4日から数週間程度かかりますので、入札日には領収書を忘れずにご持参ください。
- 落札者以外の方が納付した入札保証金は入札期間終了後に返還し、落札者に対しては契約を締結した後に返還します。なお、返還まで2日から4週間程度かかることがありますので、あらかじめご了承願います。また、入札保証金には利息を付しません。
- 金額の例(入札限度額×0.05＝入札保証金)
例) 入札限度額 50,000円 ⇒ 入札保証金 2,500円
入札限度額 200,000円 ⇒ 入札保証金 10,000円